年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2件

愛媛国民年金 事案 650

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

昭和56年4月頃、父親に勧められて国民年金に加入し、その翌月に結婚して上京した。

結婚後は、夫に勧められ、また、将来のことを考えて、国民年金に任意加入することに決め、区役所へ出向き、国民年金の氏名、種別変更等の手続を行い、国民年金保険料は夫の勤務先のA銀行B支店において夫が納付してくれていた。

引っ越しの度に必ず役所に年金手帳を持参して国民年金の住所変更の手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料のみが未納とされているのは、どうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は当該期間を除く国民年金加 入期間に係る保険料を全て納付している。

また、申立人は、「引っ越しの度に必ず役所に年金手帳を持参して国民年金の住所変更の手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人は、C区及びD区に転入した際に国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが、申立人が所持する年金手帳により確認できることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されない事情は見当たらず、申立人に国民年金の任意加入を勧め、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫が、当該期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人A(現在は、社会福祉法人B)における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで ねんきん特別便により、申立期間の年金記録が無いことに気が付いた。 財団法人Aには、保育所の5歳児の担任として、昭和49年度末まで在職 していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会福祉法人Bから提出された回答書及び従業員在職記録(写)から判断すると、申立人は、財団法人Aに昭和50年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、社会福祉法人Bは、「当時の資料が残っておらず、厚生年金保険料の控除は確認できないが、昭和50年3月31日に申立人が退職した記録が残っており、当時の賃金支払日が月末締めの25日払いであったことから考えると、申立期間の保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会福祉法人Bから提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪

失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和 50 年 3 月 31 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年9月から4年9月までの期間は26万円、同年10月から5年7月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から5年8月1日まで A社に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が19万円と低くなっていることが分かった。

しかし、申立期間当時の預金通帳に記載された給与振込額を見ると、実際の給与支給額は、19万円よりも高い額であったことは確かなので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成3年9月から4年9月までは26万円、同年10月から5年7月までは22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年9月29日)の翌日付けで、3年9月1日に遡って19万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間当時の預金通帳に記載された給与振込額、及び雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から算出した給与支給額によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、19万円よりも高い額であったことが推認できる上、滞納処分票により、平成5年8月当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の役員ではなかったことが確認できる上、申立人は、「申立期間当時は、溶接工として勤務していたが、標準報酬月額の引下げについて事業主から説

明は無かった。」と供述していることから、申立人は、遡って標準報酬月額 を減額訂正された事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年9月から4年9月までの期間は26万円、同年10月から5年7月までの期間は22万円に訂正することが必要と認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月25日から35年4月1日まで 私は、昭和32年2月から35年3月までA社に継続して勤務し、申立期 間はB県C市(現在は、D市)にあったEトンネル工事に従事したが、厚 生年金保険の被保険者期間となっていないので、当該期間について、被保 険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において申立人と一緒にA社の社員としてEトンネル工事に従事 した複数の同僚の証言から判断して、申立人が当該期間において同社に継続 して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚の一人が所持するA社に係る給与明細書から、申立期間の うち一部期間に厚生年金保険料の控除が確認できる。

さらに、複数の同僚は、「申立人は、申立期間に厚生年金保険料を控除されていたと思う。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に係る昭和 34 年 10 月の定時決定の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、A社は昭和43年に解散しており、事業主の連絡先は不明であるため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月6日から37年1月6日まで

② 昭和45年9月21日から同年11月1日まで

③ 昭和51年4月1日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、及びC社D支社に勤務していた申立期間③について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、上記事業所に勤務していたことは確かであり、 厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていた記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に勤務していた当該期間当時の同僚のうち、連絡が取れた同僚2人は、申立人の入社時期について、「昭和34年頃に入社した私より1年から2年後に入社してきた。」、「36年頃に私が入社する以前から勤務していた。」と証言していることから、申立人は、当該期間当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、 前述の同僚2人は、申立人と同日の昭和37年1月6日に厚生年金保険の被 保険者資格を取得していることが確認できる上、同事業所の事業主は、

「申立期間①当時、入社後6か月から1年の間は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言していることから、当該期間当時、同事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていた可能性がうかがわれる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人

が昭和37年1月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録以外に、 申立人の記録は見当たらず、資格取得日が訂正された形跡も見られない。

さらに、A社の事業主は、「申立期間①当時の賃金台帳等の資料を廃棄しており、厚生年金保険料の控除について確認できない。」と証言している上、社会保険及び給与事務担当者は、既に死亡していることから、当該期間当時の申立人に係る保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、B社に 勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が同期入社と主張する同僚2人は、申立人と同日の昭和45年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間②当時、申立人と同様の職種(運転手)であったと主張する同僚4人は、「入社後1か月から3か月の間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言していることから、当該期間当時、同事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていた可能性がうかがわれる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和 45 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録以外に、申立人の記録は見当たらず、資格取得日が訂正された形跡も見られない。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主は既に死亡し、社会保険及び給与事務担当者も連絡先が不明であることから、当該期間当時の申立人に係る保険料の控除について確認することができない。

3 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人は、C社D 支社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社D支社は、昭和 51 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、申立人と同日の同年 4 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得している同僚 2 人は、申立人と同日の同年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、C社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、 申立人が昭和51年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記 録以外に、申立人の記録は見当たらず、資格取得日が訂正された形跡も見 られない。

さらに、C社D支社の事業主は、「申立期間③当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できない。」と証言しており、当該期間当時の申立人に係る保険料の控除について確認する

ことはできない上、社会保険及び給与事務担当者は、「当該期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であり、申立人の給与から保険料を控除することは無かった。」と証言している。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。

愛媛厚生年金 事案 1020

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 20 日から同年 11 月 21 日まで 昭和 48 年 9 月 20 日に、当時のA社(後に、B社に商号変更)へ正社員 として入社した。

A社がB社へ社名変更した昭和 48 年 10 月頃に約2週間、C研究所(D県)で研修を受け、同年11月9日にE社から、F合格証を授与されたので、厚生年金保険に未加入であるはずはない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、申立人が入社後に、E社の講習会を受講し、昭和 48 年 11 月 9 日付けで同社から「F合格証」を授与されていること、並びに同僚の証言及び雇用保険の記録から推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和48年11月21日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、申立人を含めて7人確認でき、そのうち連絡が取れた5人のうち2人は、「申立期間当時、A社は、入社後数か月の見習(試用)期間があり、当該期間は厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除していなかった。」旨述べている。

また、前述の7人について雇用保険の記録を調査したところ、当該記録が確認できる5人のうち1人は、雇用保険及び厚生年金保険の加入日が一致するものの、残る4人は、雇用保険の加入日が厚生年金保険の加入日より前になっていることから、申立期間当時、A社は一部の従業員について、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、B社は、昭和51年4月1日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっている上、同社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は52年12月23日に解散しており、関係資料は無く、申立期間当時の事務担当者は既に死亡していることから、当該期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。